

## 上板町障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。)の交付を受けている者(以下「障害者」という。)の自動車運転免許の取得に係る経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、障害者の就労等、社会活動への参加を促進することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、町内に住所を有し、所得税が非課税である世帯に属する障害者で、次の各号のいずれかに該当する者で、町長が適当であると認めた者とする。ただし、既に自動車運転免許取得に係る助成を受けた者及び他の事業により助成を受けることができる者を除く。

- (1) 新たに第1種運転免許の普通自動車免許を取得しようとする者。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害等級1級から4級までに該当する者
- (2) 受障に伴い、所持している普通自動車運転免許に運転をすることができる自動車の種類の限定を追加され補習を受けようとする者

### (助成額)

第3条 自動車運転免許取得に要した経費の内20,000円を上限とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、障害者自動車運転免許取得助成申請書に障害者手帳を添えて、町長に提出しなければならない。

### (助成の決定)

第5条 町長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、その可否を決定し、申請者へ通知するものとする。

### (助成金の請求)

第6条 支給決定を受けた申請者は、自動車運転免許を取得後、請求書に次に掲げる書類を添えて、町長に請求しなければならない。

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 教習料金領収書

### (額の確定及び支払)

第7条 町長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、これを審査し、助成額を確定し申請者に支払うものとする。

### (助成の決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業完了前に申請者が死亡、又は町外へ転出したとき。
- (2) 助成金の交付内容に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、虚偽又は不正の行為があると認められるとき。

### (助成金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合において、当該取り消した部分に係る助成金が既に交付されているときは、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(対象者の特例)

第10条 この事業の特例として、障害者自立支援法第19条第3項の規定により施設に入所している者のうち、町長が必要と認めるものは、助成の対象とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。